別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成23年11月11日から平成24年２月７日まで
②　図面、仕様書等の交付期間　平成23年11月11日から平成24年２月７日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成23年12月29日から平成24年１月３日）を除く。）
③　技術提案書等の受付期間　平成23年11月14日から平成23年12月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の10時～16時まで
④　入札の受付期間　平成24年２月６日10時00分から平成24年２月７日12時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤　開札日時　平成24年２月９日11時00分
⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成24年１月12日10時00分から平成24年２月７日16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。）

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiyuki Adachi Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Akabagawa Bridge, Kinki Expressway Kisei Line
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 8 Dcember 2011
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 6 February 2012 to 12 : 00 (noon) 7 February 2012 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 6 February 2012 to 12 : 00 (noon) 7 February 2012 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 6 February 2012 to 12 : 00 (noon) 7 February 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ku, Nagoya-shi, Aichi-ken 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年11月11日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　上総　周平
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線安宅トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（自）和歌山県西牟婁郡白浜町安宅地先（至）和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見地先
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝1,800m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）（代表内空断面積66㎡）Ｌ＝1,708m、坑門工１箇所、逆Ｔ式橋台（Ｈ＝15.0m）１基、場所打ち杭（φ1,500㎜）Ｌ＝16.0m　９本
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート28,000㎥、鉄筋190ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。
なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年11月11日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「近畿自動車道紀勢線安宅トンネル工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(c)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(e)　単体有資格業者、特定ＪＶ及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が60㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長が1,400m以上（覆工まで完了）の工事。なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。